

第21回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年12月11日(月) 13時15分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑩ (都市計画法③、土砂災害防止法③)	

1 開 会 (13時15分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑩
(都市計画法③、土砂災害防止法③)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第21回会議を開催します。

今日も前回に引き続いて、検証対象法令に係る行政対応に関する考察等について意見交換をしていきます。前回、一応森林法まで終わったんですが、1つ追加があるということ。

○清水総務局参事

前回言い忘れたことがありまして、その内容が、16ページ。これは、考察としては、防災工事の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切だったかというところの論点で、事実関係としては、事業者の経営状況が思わしくないという状況があって、公文書上は、そういった状況での事業者へのアプローチというのはあまり確認できなかったんですが、聞き取り調査の中では、電話をかけて状況を確認していたというところは確認できているんですけども、果たして電話だけのアプローチでよかったのか、場合によっては現地に行ったりとか事業者の所在地に赴いて状況を確認するとか、そういったことも必要が

あったかどうかという観点もあるかと思いましたが、考察の中でそういった点についても触れたほうがいいのかなど思ったものですから、補足の意見として、お時間をいただいてお伝えさせていただきました。

以上です。

○内藤総務局長

大川井さん、よろしいでしょうか。

○大川井森林保全課長

ちょっと考えて、検討してみます。

○内藤総務局長

はい。では、お願いします。

それでは、森林法に引き続いて、都市計画法をやっていきたいと思います。資料、前回のものですね。

○福田土地対策課長

(前回配付したものから内容は)変わっていませんので。

○内藤総務局長

福田課長のほうから、(これまでの協議の内容等を踏まえて)変わった(修正等を加えて)ところを中心に御説明をお願いします。

○福田土地対策課長

はい。お願いいたします。では、私のほうから、前回というか、11月に御指摘いただいたところを直すのはもちろん、ここを直したほうが良いというところがそれに関連した形であったものですから、意外とたくさん直しております。かいつまんでいきたいと思えます。

まず、一番冒頭ですね。1ページの一番上になりますが、逢初川源頭部における当該区域の位置関係のところ、前は、一番後ろなんですが、④区域の東端という書き方をしていたんですが、表現としておかしいと思って、一部というふうに直しました。まず、これが1点です。

それから、(2)の(イ)のところ、土地改変行為の内容のところです。前はDの1のところから文言を引っ張ってきて書いていましたので、2ポツ目までしかなかったんですが、3ポツ目、これは例えば■■■■と熱海土木とか土地対策室との会話の中でも一番よく出てくるフレーズなんですが、「登記地目が宅地に変更されており、その面積は開発行為の許可を要する面積を上回っていた」、これがあったほうが良いのかなと思ったものですから、これを入れました。

それから、その下、一目で分かる図面ですけれど、これだけだと小さいかなと思ったも

のですから、拡大図面を皆さんにお配りしました。注釈なんですけど、こちらに描かれている、今回、無許可開発区域というのがどこからどこまでなんだというエリアですね。それを落とすための図面です。赤く囲ってあるところが無許可開発区域で、ただ、無許可開発区域といいましても、その図面の上にも書いてありますとおり、無許可、無届で、特に正確な区域とか面積を描かれた図面というものがあるわけではないものですから、措置命令書に書かれている地番をまず公図に落として、公図の形を現況に合わせてここに落とすというような作業をしています。ですので、ちょっと不自然な形になっていて、間がくっきり2つに分かれているんですけど、これはこの命令の地番の中に、道路の地番が含まれていなかったものですから、道路の部分がくっきり空いているということです。ちょっと凸凹していますが、これはあくまで地番を追って、こんな形になったとお考えください。ですので、ぴったり一致はしません。

問題は、委員長から言われていたのが流域界、これがどこに位置するのかということだったものですから、落としました。やはり区域はちょっと食い込むのかなと思っていて、これも当然、流域界というのも正確に落としようがなくて、いろんなものを見ながら工夫して落とした結果がこれなんですけど、これが正解だとは言い切れないので、また御意見をいただけたらと思います。今やりますか、それとも。

○内藤総務局長

これは誰が分かるのかな、この流域界。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この流域界というのは、いつの流域界？

○福田土地対策課長

これは、平成17年でいいですか。

○山下土地対策課土地対策班長

流域界をなぞったのは砂防課さんの資料。

○福田土地対策課長

あれ、平成17年ですよ。

○山下土地対策課土地対策班長

ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

平成17年。

○内藤総務局長

2005年。

○福田土地対策課長

2005年。たしか持っていたな。ちょっと私も流域界が分からなかったの、松村さんから送ってもらったものが、これだ。これ、違いますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
委員会の資料ですね。

○福田土地対策課長
うん、そう。

○内藤総務局長
砂防課の資料ということ。

○福田土地対策課長
砂防課というか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
報告書、発生原因の。

○福田土地対策課長
発生原因の。それを使ったつもりです。

○内藤総務局長
この黒い点線のところということですか。この点線。

○福田土地対策課長
これですね。そうです。黒です。

○内藤総務局長
なるほど。確かに。

○福田土地対策課長
どうしても手作業でやっているの、多少の凸凹の違いはあるかもしれません。

○内藤総務局長
やっぱり一部かかっているんですね。

○福田土地対策課長
と思われます。

○内藤総務局長
C工区というの、だから、そこに重なっているんですね。

○福田土地対策課長
そうですね。

○内藤総務局長
やはり無許可開発やっていたところがそのままC工区になっている部分もあるということか。

○福田土地対策課長
恐らく、筆番で追っている、これはそのまま入っているはずですね、ここは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
このところはどうかしているんですけど。新聞で、位置が2つ書いてある新聞あったじゃないですか。

○福田土地対策課長
Dの27を使ったやつね。これ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それが。

○片山廃棄物リサイクル課長
これですか、これ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そう。これ。

○福田土地対策課長
入っている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
これはC工区に入っていないということね。

○福田土地対策課長

それ、だから、あまりに不正確なんで、どこがどう入っているのかよく分からないんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
こっちの、ちょうどこの辺があれか。

○福田土地対策課長
そう。これ全部じゃないですね。一部入っていると思いますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ここにちょこっとあるんだよね。だけど、C工区って、そこまで入っていないんだらうな。
これ、さっきの新聞のとおりだよな。

○福田土地対策課長
恐らく、記者もそれを使っていたんじゃないかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうだよな。これはこうだもん。

○福田土地対策課長
記者がその方向。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
こう行って、上がって、上がって。

○福田土地対策課長
逆に、落とすとしたら、県の資料使うしかないですから。
どうしましょう。こちらはまた見ていただいて、御意見いただくという形でいいですか。
それとも。

○内藤総務局長
エリアですか。

○福田土地対策課長
はい、エリアの関係。これは描かなくていいよというところとか。

○内藤総務局長
そうですね。正直、私、見てもよく分からないので、杉本課長によく見ていただいて、よろしいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
すみません、片山ですけど。

○内藤総務局長
はい、片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長
これでいくと、流域界が途中で切れてしまっているんですが、これはもっと下まで行くんですかね。

○福田土地対策課長
ああ、こんな形になっていると。下にも線があるということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
この建物の右のほうまでずっと延長を取ったほうがいいのかなど思ったんですが。

○福田土地対策課長
ああ、そういうこと。では、そういうところも含めて御意見いただければ。

○片山廃棄物リサイクル課長
それと、1ページのところで、これ、全体の拡大版になるんですよね。

○福田土地対策課長
うん。

○片山廃棄物リサイクル課長
④区域という表示と、あと⑤区域という表示がこの中にあったほうが分かりやすいかと思ったんですが、そこはどうですか。

○福田土地対策課長
そうか。確かにそうですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長
④区域というと、もっと大きいんですよね、エリアが。

○福田土地対策課長
確かに、入るといいんですけど、入れてしまうとあれなんですな。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですね。

○福田土地対策課長

恐らく別葉で清水さん作ってくれるんですよ、①②の区域というのは、こういう形で。

○清水総務局参事

作るというか、前から使っているものが。

○福田土地対策課長

あれをつける。それを入れる。

○片山廃棄物リサイクル課長

これですね、これ。

○清水総務局参事

そう。

○福田土地対策課長

それを見れば分かる。

○清水総務局参事

ええ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

C工区という、このエリアはいいんですよ。このエリア。何か、道路がまだはっきりしていないもんね。

○福田土地対策課長

そう。これ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

このC工区が。

○福田土地対策課長

これは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、こう行って、この道路がね。

○福田土地対策課長

これは荒れ果てているところだから。分かりにくいなあ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、ちょっと分かりにくいなと思ってね。これ使っている。2005年(平成17年)の
見ると、崩落地北側の開発、こうなっていて、C工区がこれに合わせてどうなるかな。多
分これ見て、この流域界を描いていると思う。

○福田土地対策課長

そう、そう。流域界はそこを使って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これを見て描いてくれたんだよね。

○福田土地対策課長

あれ、山下さん、C工区ってどうやって落としましたか、これ。

○山下土地対策課土地対策班長

C工区は、これ、XXXXXXXXXXの当初開発許可申請書についていた添付書類。

○福田土地対策課長

XXXXXXXXXX。ああ、これか。

○山下土地対策課土地対策班長

これを見て。このときはまだCとも何ともうたっていないときで。

○福田土地対策課長

Cですもんね、これ。

○山下土地対策課土地対策班長

ちょっとずんぐりむっくりしている。

○福田土地対策課長

形は、だから、正しいけど、あれかな。●●●●あるのかもしれないですから。

微修正はまだ利きますので、また御意見をいただければ。いいですか、清水さん、先進
んじやって。

○清水総務局参事

はい。

○福田土地対策課長

では、先に進んでいただいて、6ページになります。3番、事実関係の整理のところの(1)、公文書の関係のところになりますが、そちらで、(1)の一番最初の丸ですね。こちらのところ、もともと私のほうで「公表している」という形で書いてあったんですが、前回御指摘いただいたとおり、「保存している」という文言に直しました。保存しているという形にここの表題を直した関係で、直したほうがいいかなというところを幾つか直しております。

まず、1ポツ目、経緯ですね。ここ、前は入っていなかったんですが、「土石流災害を受け、逢初川源頭部周辺の土地改変行為を調査した結果、当該土地改変行為を含む7つを抽出、関係する行政対応公文書の収集・整理を行った」という一番最初のきっかけをまず入れました。

それから、2ポツ目の末尾になりますが、「82 文書が保存されていた」とこども換えています。

そして、3ポツ目ですが、「うち 81 文書は、本庁の土地対策室又は建築安全推進室に」、これは「保存」となっていますが、文書事務の手引を見ると、保存というと、引継ぎのことを保存というようで、執務室にあるのは保管という言葉を使っているの、ここは保存ではないと思って、「保管」に直してください。

で、「文書であり」、うち、「そのほとんどが、熱海土木事務所で作成された文書の副本である」という書き方にしました。

それから、前回委員長から御質問いただいたところなんですが、Dの 244 というのを付け加えましたという話をしたときに、表の公文書の状況の 2005 年(平成 17 年)のところ、D244 という文書を途中で見つけて、ここに入れましたということで申し上げたところ、D244 というのは違法な部分があったのかというお話だったんですが、特に宅造法の中で違反はしていません。宅造法は、土の切り盛りの、改変行為の面積 500 平米というのがあって、D244 をまた見てもらうと分かるんですが、500 平米に達していないので、違反行為ではないかということで調査はしたけれども、違反はしていなかったという、宅造法の中では結論が出ております。

それから、下の丸になります。こども文言を換えました。丸のところ、「当該土地改変行為に係る公文書の原本の所在」としました。

あとは文言は換えていないんですが、1ポツ目ですが、「当該土地改変行為を所管していた熱海土木に、公文書の原本が存在していない。また、当該文書の引継ぎや廃棄に関する文書も存在していないことから、当該文書の動き」と書きましたが、「動き」は変だなと思ひまして、ここは「原本の所在を確認することができない」に訂正をお願いします。「動き」のところ、「原本の所在」という言葉に訂正をお願いします。

では、先に進みます。(2)の土地改変行為の経緯のところ、差し込んだものがありまして、9ページの年月日でいうと、下から5番目になりますが、2006年3月27日に「熱海土木が、XXXXXXXXXXの開発許可申請に対し、68項目の質疑・修正事項を指摘。【熱海市

保有公文書より】、これを前回入れたほうが良いという御指摘をいただいたので、ここに差し込んでおります。

そして、次のページになります。職員への聴き取り調査になりますが、まず、無許可開発への対応のところ、3ポツ目、これも前回入っていなかったんですが、「廃棄物に関しては、熱海土木が熱海保健所に相談し、対応を依頼していた」というところを入れて、もう一つ、「土砂が流れても、AB工区に向かう地形であった。沈砂池の施工程度で十分と考え、土砂流出防止措置を命じるにとどめた」という言葉も入れています。

そして、下の20年前の土砂崩れのところですね。こちら、杉本課長から先生に伺った見解を送ってもらいまして、それをそのまま四角で入れてあります。「逢初川土石流の発生原因調査検証委員会の委員の見解」として、こちら、読みますが、「2023年7月、『逢初川土石流の発生原因調査検証委員会』の委員に対し、静岡新聞記事(令和5年7月12日)及び公文書を示し、20年前の土砂崩れ箇所と土石流との関連について意見を求めたところ、委員から、『この崩壊箇所は盛り土全体を見た場合、小規模で、盛り土上端部に位置するため、ここをきっかけに盛り土全体が崩れるメカニズムは考えづらい』との回答を受けている」というのをここに入れました。

それから、12ページ、4番の事実関係を踏まえた論点に対する考察の(1)になります。一番上、もともとこの都計法に基づく措置命令を発出した後というところに表が入れてありましたが、表はまずいという話で、その次に、簡単に書いたら、もう少し細かくというお話でしたので、まだ言葉が足りないと言われてしまうとあれなんですけど、この程度しか書けないので、それぞれごとに、2003年2月21日、██████に対して・・・、2003年3月10日と、表形式をやめて、さらに箇条書き風に作り直しました。

それから、次が13、14ページになります。無許可開発事業者を当該開発から排除したことは適切であったかの考察になりますが、一番上のポツは私が文書を読んで換えたんだと思いますが、「██████は、当該区域において、無許可で開発行為を行ったこと、隣接の⑤区域で許可条件違反の開発行為を行ったこと、及び工事を行うための資金を有していないことから、資力・信用とも欠く状態であり、また、不適切な盛土工事を行うなど工事施工者としての能力を欠くなど、都市計画法違反の内容が悪質であった」。少し言い方が軽いなと思って、「悪質」という言葉を入れたと思います。すみません、ちょっとどう換えたのかよく覚えていなくて。たしかこれは「悪質であった」という言葉を入れました。

それから、下のほうに行きまして、確認・判明した事実関係のところの3ポツ目になります。これは廃棄物の関係ですね。「隣接の開発許可済地(⑤区域)には、ガラスくず入りの袋やスクラップなどが廃棄されていたため、熱海土木では、熱海保健所に通報し、処分に関し相談していた。(職員聴き取り調査)」。これは言葉を換えたのかな。

それから、下です。「土地対策室及び熱海土木では、██████に対し、盛土材への有機物の混入はすべる原因となるため、造成時には、草木等の除去に留意するよう、再三にわたり注意していた」。これは、D1、D13、D37、それぞれごとに書いていましたが、1つにまとめたほうが良いということでしたので、1つにまとめた文章がこれになります。

それから、その下になります。「また、隣接の開発許可済地(⑤区域)について、伐採木

が適切に処理されているかどうか確認するため、マニフェストなどの資料の提出を指導したが、御殿場の業者に依頼して処理したと述べていながら、結局資料は提出されなかった。これは文言を私が換えたと思います。

それから、15 ページになります。考察のところ、「当時の熱海土木では、██████による伐採木の処分に対し、注意を払っており、また、廃棄物の不法投棄を発見した場合、熱海保健所に通報していたことから、記録等は存在していないが、本件区域内において、倒木等の放置を発見すれば、保健所に通報し、██████への指導を依頼したものと考えられる」。これは、当時、熱海土木では倒木、伐採木の処分に関し気にしていたという文言を入れたほうが良いというところで、ここに入れております。

それから、下のポツです。「土地対策室及び熱海土木では、██████に対し、度々、盛土施工の際の樹木等の除去を指導しており、また、伐採木の処分等に関し資料の提出を求めていたことから、県では、開発区域内の倒木等に関して、適切な対応を講じていたと考える」としました。

ここから、(4)と(5)が、前回、(4)の別事業者による開発許可申請の審査等は適切であったかと、県に提出された開発許可申請について、県から市への引き継ぎは適切であったかということを一項目、一まとまりにしていたんですが、これは分けてくださいということでしたので、分けました。ですので、(4)と(5)で全く同じような文章が出てくる場所がありますが、これもそのまま全部読みます。

まず、(4)のほうですね。審査等は適切であったかのほうになります。事実関係のところ、██████による是正措置の完了後、██████より、熱海市伊豆山を開発区域とする、2006年3月6日付の開発行為許可申請書が、熱海市を経由して熱海土木に提出された。

それから、「熱海土木では、本件許可申請を、2006年3月17日に受け付け、3月22日に不足書類の提出を受け、3月27日には██████に68項目の質疑・修正事項への対応を求めるなど、2006年4月1日の開発許可権限の移譲に伴い、熱海市に引き継ぐまでの間、審査に努めた」、これも熱海市保有公文書です。

それから、「██████と██████との関係性については、法人の役員名簿や事務所所在地などを調べた結果、関連会社とは認められなかったことから、問題なしと判断した」、これは職員聴き取り調査になります。

また、「██████の資力・信用に関して、土地対策室の経営状況調査委託事業を利用し、██████に調査を委託し、その結果支障なしと判断した」、これも職員聴き取り調査。これは資料あるのか。職員聴き取り調査になります。

それから、考察です。「3月17日に申請書類を受け付け、3月27日には、██████に68項目の補正を命じるなど、迅速に審査に着手し、必要な指導を行っていたことが分かる」。ここに排水計画の審査の関係を入れていまして、「なお、本件許可申請に係る排水計画に関しては、土地対策課において、関係書類を審査したところ、法に規定する技術基準に適合する計画であることを確認した」というのをここに入れております。

それから、「██████と██████との関係性及び██████の資力・信用については、通常の審査に加え、特別な調査を実施し、許可上の支障がないことを確認しており、適切な

審査を行っていた」というのが考察になります。この最後のところは恐らく前回と変わっていないです。

(5)のほうの県から市への引き継ぎは適切であったかになりますが、ちょっと同じような文章が出てきますが、「熱海土木では、当該申請書を、2006年3月17日に受け付け、2006年4月1日の開発許可権限の移譲に伴い、熱海市に引き継いだ」。これは引継日が分かっていません。恐らく3月31日に引き継いだんだと思いますが。

「熱海土木では、この間、書類審査に従事し、3月27日に、■■■■■に対し、質疑・修正事項68項目を示し、対応を求めている」、これも熱海市保有公文書です。

それから、「本件許可申請の審査は、熱海市からの人事交流職員が主担当として、対応していた。また、当該職員は、開発許可権限の移譲後、熱海市において、引き続き、本件許可申請を処理した」、これを新しく入れました。

「熱海市では、本件許可申請を、2006年4月11日付けで許可している」、これは前回と同じですね。

考察のところになります。「熱海土木では、本件許可申請に対し、迅速に審査に着手し、申請者に対し、必要な指導を行ったうえで、熱海市に引き継いだ。また、熱海市では、権限移譲後、速やかに許可していることから、県から市への引継ぎが適切であったと考える」。

「2005年度に、熱海市からの人事交流職員を受け入れ、当該職員が、本件許可申請の審査を担当し、2006年度には、熱海市において、同事務の許可を担当したことから、引継ぎが円滑に進んだものと思われる」。

それから、「なお、市の許可後、■■■■■は、林地開発許可違反を犯し、その後、経営破綻して事業を中断し、許可地を荒廃させるなど、結果として失敗事例となったことから、権限移譲に伴う事務引き継ぎ後、県は積極的に当案件に関与すべきであったと考える」、これも前回入れてあったところです。

(4)(5)はこんな形にまとめております。

それから、一番最後になります。18ページまで飛んでください。5番の再発防止に向けた対策です。

こちらの1ポツ目です。読みますね。「土地対策課に対し、市町等から、開発許可制度の解釈・運用等に関する相談が多数」、多数というところで件数を入れています。令和3年度には120件、令和4年度に153件、令和5年度は12月1日現在で既に127件が「寄せられており、引き続き、気軽に相談できる雰囲気窓口の設置に取り組んでいく」。これは前回、引き続き気軽に相談できるというところで、具体的に、今、気軽に相談できるということであれば、その辺書いたほうがいいということで、ここに現在の市町からの問合せの件数を書きました。かなりたくさん来ているということが分かるかと思います。

2ポツ目です。「市町の開発許可制度担当職員の能力向上を図り、年度当初に実施している開発許可制度新任者研修会や市町を構成員とする開発許可連絡協議会などの機会を活用し、市町から県に頻繁に寄せられる相談や過去の許可事案など具体的な事例を用いた事例研究に時間を割くなど、実務的な研修の実施に取り組む」。前の言い方が抽象的だったので、具体的に書き直しています。

それから、次のボツです。「市町が抱える開発許可制度の運用に伴う課題に関し、相談を受けた際には、県市町が参加する連絡協議会などの場において、情報を共有し、関係市町による協議の場を設けるなど、県が主導し、迅速かつ効果的な課題解決を図る」というものをここにしています。

修正点は以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対して、質問などありましたらお願いします。

○望月盛土対策課長

■■■■1人でやっていたつけ。

○福田土地対策課長

もちろん技術のところは■■■■が手伝っていましたけど。

○望月盛土対策課長

1人でやっているような印象を受けたんですけど、どうでしょうね。

○福田土地対策課長

それに近い感じだったかも知れません。

○望月盛土対策課長

複数でやっているとしたほうがいいのではないですか。

○福田土地対策課長

そうですね。確かに、事務所として取り組んでいたとしたほうがいいので、じゃあ。

○内藤総務局長

それはどこの部分ですか。

○福田土地対策課長

(5)の3ボツ目。確かに、何となく実質1人でやっていたような雰囲気がありますが、■■■■や■■■■が手伝っていたはずですので、そこを入れます。

○内藤総務局長

主担当というのは間違いなかった。

○福田土地対策課長

はい。熱海担当と伊東担当に分かれていたものですから。■■■■が熱海担当です。

○内藤総務局長

「熱海市に引き継いだ。(引継日不明)」(というのは?)。

○福田土地対策課長

書かなくていいですか、それ。

○内藤総務局長

引継日不明だけど、引き継いだというのは間違いないというのはどっかで確認ができたんですか。

○福田土地対策課長

双方言っていますので、土木が引き継いだ。

○内藤総務局長

聴き取り調査の結果ですよ。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

そういうの書いておいたほうがいいかな。

○福田土地対策課長

双方が言っているのとこのところですね。

○内藤総務局長

うん。

○福田土地対策課長

書類は残っていませんし。

○内藤総務局長

書類は残っていない。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

でも、引き継いだ事実については。

○福田土地対策課長

そうです。間違いないので。

○内藤総務局長

縣市双方に確認したと。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

この「(熱海市保有公文書)」、これは何でしたっけ。熱海市保有公文書にこの記載があるということですか。

○福田土地対策課長

申請書のところが3月17日に受け付け、4月1日、これはないな。ぐらいか。そうですね。申請書の受付日ぐらいか、ここから拾ったのは。

○内藤総務局長

申請書のことを言っているのか。

○福田土地対策課長

はい。確かに紛らわしいですね。4月1日の許可権限の移譲はともかくとして。

○内藤総務局長

そういうことか。申請書が向こうにあるということは、引き継いだことは間違いない。

○清水総務局参事

考察のところの事実関係、出典はもう入れなくてもいいのかなと思ったんですが。

○福田土地対策課長

考察は入っていましたっけ。

○清水総務局参事

何文書、どの文書とか。

○内藤総務局長

熱海市保有公文書とか。

○清水総務局参事

こっちに入っていますよね。

○福田土地対策課長

考察でそういう言い方をしているのか。取りますね、そこは。

○内藤総務局長

入れなくていいってことですか。

○福田土地対策課長

それ、考察ってことですね。

○内藤総務局長

考察のところ。

○福田土地対策課長

事実関係じゃなくて。事実関係は欲しいでしょうから。

○清水総務局参事

ただ、事実関係でも、大本のほうに入っているから、別に、どちらも。

○福田土地対策課長

括弧書き、取ってしまってもいいですか。

○清水総務局参事

ほかは入ってないですよ。

○福田土地対策課長

入れてないんだ、皆さん。では、取るのは簡単なので、取りましょう。

○内藤総務局長

確認・判明した事実関係のところはということですよ。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

大本の全部の事実関係のところに入っているから。

○清水総務局参事

ええ。

○福田土地対策課長

分かりました。では、全部取ると。

○片山廃棄物リサイクル課長

すみません。いいですか。

○内藤総務局長

片山さん、はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

6ページのところで、ここだけ教えてください。1ポツ目で「当該土地改変行為を含む7つを抽出」、これは7つの公文書ということですか。

○福田土地対策課長

土地改変行為は7つですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

7つと、その下の82文書の関係は、どういう関係でしたか。

○福田土地対策課長

82文書は本件土地改変行為。ですので、④区域というか、今回の無許可開発の関係。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、7つのほうは。

○福田土地対策課長

7つのほうは、御存じのとおり、今、土地改変行為7つあります。①から⑦まで。

○片山廃棄物リサイクル課長

ああ、はい。

○福田土地対策課長

そのことです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのことなんですか。

○福田土地対策課長

土地改変行為の単位って何なのかよく分からないけど。

○福田土地対策課長

7か所かな、7つかなと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

14 ページの下から2つ目のボツのところで、「盛土材への有機物の混入はすべる原因となるため」という、すべるという言葉が適切かなと。何て言っているのかな。盛土の弱点なので。

○福田土地対策課長

そうですね。原文からそのまま引っ張ってきたものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あっ、原文から。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録文書から引っ張っているんですよね。そういうことですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、そうか。

○福田土地対策課長

でも。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、そのままのほうがいいよね、多分ね。どうなんだろう。何か、すべる。

○福田土地対策課長

だけど、もう言い換えちゃっているんで、 の意向が伝われば。

○内藤総務局長

すべるというと、地滑りみたいに滑るということですか。

○福田土地対策課長

ですね。

○内藤総務局長

何ていうふうに言い換えたらいいですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

僕らはよく弱点というんですけどね。

○福田土地対策課長

弱点。

○内藤総務局長

弱点。

○福田土地対策課長

弱点となると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

盛土の弱点となる可能性がある。

○福田土地対策課長

盛土の弱点となる、ということ。ちょっと参考に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、そう言っても分かるかなというのがあるので、もっといい言葉はないかな。

○福田土地対策課長

県民にはすべるのほう伝わりやすいような気もするし、正確性を欠くのも駄目ですし。盛土の弱点となる。

○内藤総務局長

何ていうか、盛土が崩壊するおそれがあるということを言いたいんですかね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

そこまでは書けないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

本当は盛土は均質に、均質な材料を適正に盛り立てていくのがいいんですが、不純物とかが入ってしまうと、盛土の品質上よくないんです。だから、そういうものが入ってしまうことで、周りがいい土であっても、そこに不純物が入ることによって、そこが今度、言うなれば悪さするというか、そこを基点に盛土の。

○福田土地対策課長

そうか。何が起きるのか分からないですもんね、確かに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

盛土が脆弱になっていくというような。

○福田土地対策課長

盛土の弱点となる可能性がある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

構造上、あまりよろしくないんですね。

○内藤総務局長

では、そういう書き方にしますか。

○福田土地対策課長

書き方換えますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すべるとはちょっと違うかな。

○福田土地対策課長

うん。すべるとは違うんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこまで一気に言っちゃうとね。盛土の構造上、不適切とかね。

○内藤総務局長

うん。

○福田土地対策課長

それもいいですね。盛土の構造上、不適切であった。

○内藤総務局長

それが一番いいかもしれないですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

確かに。

○内藤総務局長

構造上、不適切だった。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それと、18 ページの一番最後のポツの、この文章というのはみんなに言えることですよ、これはどっちかというね。

○福田土地対策課長

ええ。これは取るのかなというのもありましたけど。

○清水総務局参事

この前、取るみたいな話しませんでしたか。

○福田土地対策課長

私のメモだと、取るかもと書いてあった。

○内藤総務局長

これって、分からないんだけど、公文書の原本が存在しないことが、不適切だったんですかね。完了して10年たったから廃棄したといたら全然不適切ではないと思うんですけど、それは。逆に、何でこれは残っていたんだというのはあるけども。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。

○内藤総務局長

今回の場合でいうと、D工区のところとかは残っていないと、それはおかしいですよ。だけど、AB工区とかは、あれはあってくれたほうが良かったんだけど、今にして思えば。だけど、それはないということが、不適切かという、当時としてはもう完了しているということで、完了から10年たったから廃棄したというのは別に不適切ということではないかなと思いますけどね。

○福田土地対策課長

そうですね。ないのはないとして、何でなくなったのかの原因が追えなかったのがちょ

っとあれなんですね。

○内藤総務局長

うん。まあ、そうですね。

○福田土地対策課長

それと、1年度だけ抜けていたり。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

そこが。

○内藤総務局長

ただ、本来はあそこはもう完了したのが。

○福田土地対策課長

そうですね。■■■■の関係は。

○内藤総務局長

2006年。2006年3月に完了していて、もうとっくに10年たっているの。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

廃棄されていても、それは問題ではないと思いますけどね。

○福田土地対策課長

ここは確かに前回も取る前提で話は進んでいたような気がするの、取りましようか。

○内藤総務局長

そうですね。

○福田土地対策課長

取ったままにする。

○内藤総務局長

問題なのは、市へ引き継いだのが何なのかも分からなかったり、日付が分からなかったりというのが問題なのであって。

○福田土地対策課長

本当に引き継いだのかどうかも分からない。

○内藤総務局長

そうそう。それはちょっとまずかったですね。

○福田土地対策課長

何にしろ記録がずさんでした、かなり。

○内藤総務局長

これは、再発防止に向けたといっても、このぐらいしかないですかね。これはもう権限移譲されているからということですか。

○福田土地対策課長

そう。そういうこともあります。

○内藤総務局長

「以下の取り組みに努める」というと努力するみたいになるんですけど、以下の取り組みを実施するとかでは駄目ですか。

○福田土地対策課長

もちろんいいです。

○内藤総務局長

窓口の設置というのは、今はないのですか、窓口。

○福田土地対策課長

窓口の設置。

○内藤総務局長

1ポツ目ですけど。

○福田土地対策課長

いや、あります。

○内藤総務局長

ありますか。

○福田土地対策課長

ええ。窓口自体はあるんですが。

○内藤総務局長

引き続き、設置に取り組んでいくと書いてあるので、それはどういう。

○福田土地対策課長

そうか。設置していないように見えてしまうのか。気軽に相談できる雰囲気の窓口。

○内藤総務局長

引き続きだもんね。

○福田土地対策課長

ええ。

○内藤総務局長

引き続きということは、あるということだよ。

○福田土地対策課長

そうなんです。件数を書いていますので、これ。

○内藤総務局長

そうですよね。引き続き。

○福田土地対策課長

気軽に相談できる雰囲気の窓口。

○清水総務局参事

この相談窓口の関係は、今度の総務委員会で市町行財政課が新しい権限移譲の方針を示すのですが、その中に、熱海の土石流災害を踏まえて、事務ごと相談窓口を設置するという方針を打ち出す予定になっているので、その辺りも引用してもいいと思っています。

○福田土地対策課長

事務ごと。

○清水総務局参事

事務ごととなっていましたね。

○福田土地対策課長

でも、どこも、法令所管課は窓口ありますよね、そもそも。

○清水総務局参事

なので、窓口という形で掲げているかどうかは分からないので、それをもっとアピールしていくこと。森林のよろず相談みたいに、何でも言ってきてくださいということを事務ごと、アピールしていくということなのかなと思ったんですが、そのようなことも絡めて書いてもいいのかもと思います。

○内藤総務局長

これはあれですか。窓口……。

○福田土地対策課長

窓口の強化。

○内藤総務局長

何とか窓口という名前があるんですか、これは。

○福田土地対策課長

ないです。

○内藤総務局長

ないんだ。

○福田土地対策課長

ないです。

○内藤総務局長

引き続き、気軽に相談できる雰囲気の窓口を設置。

○福田土地対策課長

窓口の設置ではないですね。

○内藤総務局長

設置はもうしているんですよ。

○福田土地対策課長

ええ。あるので、窓口の、そうだな。

○内藤総務局長

引き続き、窓口を設置するでいいのかな。設置するというとあれかな。

○福田土地対策課長

やはり設置という言葉がちょっとあれみたいですわね。

○内藤総務局長

うん。

○福田土地対策課長

気軽に相談できる雰囲気の窓口を。

○内藤総務局長

引き続き、相談窓口を開設するとか、そういう感じですかね。

○福田土地対策課長

ああ、そう。開設か。

○内藤総務局長

うん。開くというか、まあ、同じことかもしれないけど。

あと、無許可開発みたいなことをした人には許可しないとか、そういうことは書けないですか。無許可開発をした事業者に対しての許可をしないというかね。

○福田土地対策課長

取扱いとして、実際に■■■■がそうだったんですが、その話ではなくてですか、今おっしゃっているのは。4の論点の中の(2)、そもそも都計法に違反した業者には許可しないとしていますので。

○内藤総務局長

ああ。宅造に違反した業者に都計法の許可を出してしまっているということですよ、でも。

○福田土地対策課長

宅造法違反。

○内藤総務局長

⑤のところで、もともと宅造でやっていたと聞いたんですが。

○福田土地対策課長
ああ、宅造法違反だけど。

○内藤総務局長
あれも無許可で始めてしまったと。宅造はそういう制度はないんだ。宅造は、無許可で始めた人に対して許可してしまうことがあると、後追いで。そこに都市計の許可を与えてしまったことがどうだったのか。

○福田土地対策課長
そうですね、確かに。

○内藤総務局長
こちら辺はやってしまったものはしょうがないとして、今後は、そもそも無許可でやり出すような人に許可していいのかという。

○福田土地対策課長
分かっていたと、聞き取りのとき、 なんかも、悪質な業者が当たっているのは分かっていた。だから、許可条件をつけて、処分するつもりでいったと。

○内藤総務局長
 の話だと、出てきたら許可せざるを得ないと。

○福田土地対策課長
と言っていましたね。形式的な要件は備えていたと。

○内藤総務局長
と言っていましたね。ただ、それは、宅造の行為を無許可でやっていたという。それを理由に今度許可しないと、そういうことはできないですかね、やはり。

○福田土地対策課長
あくまで資力・信用なので、信用がないという言い方はできると思います、それは。12号。

○内藤総務局長
当時、そこは問題にならなかったんですか。

○福田土地対策課長
その辺の宅造法違反の事実認定をしていなかった可能性も。今となっては分かりませ

んが。

○内藤総務局長

それ聞きましたか、██████に。

○福田土地対策課長

聞いてない。

○内藤総務局長

そう。それもまた聞いていただいて、██████の話だと、もう全て無許可から始まっていると、あの辺の開発というのは一切合財。という話なので。

○清水総務局参事

そうすると、事実関係の中に落とし込んでいったほうがいいんですか。

○内藤総務局長

いや、それが本当かどうか確認できないもので。██████はそう言っているけど。

○福田土地対策課長

そこで業者処分でもしてくれていれば間違いないんだけど、それで何か出していけば、是正命令みたいな。

○清水総務局参事

都計法違反の人に対する取扱いの関係で気になっているのが、平成16年に通知を出しているじゃないですか。12月ぐらいに通知を出していて、都市計画法違反をした人には33条の1項の12号に該当しないから許可できないと書いてあって、永遠に許可できないようにも読めるのですが、文書でいうところのDの百四十幾つかで、熱海市から県庁のほうに照会が……。

○福田土地対策課長

本庁は██████とか、その辺りが。

○清水総務局参事

その辺りの運用について照会が寄せられて、その回答を見ると、そこまで言っているような感じがなくて。この先の話として、そこが現状、どれが正しいのかよく分からないなというところがあって。

○福田土地対策課長

私も分からない。

○清水総務局参事

そこは確認が必要なのかなと。当時、[]を、あなたにはもう許可できないと言った、当時伊豆山で、あその場面で[]にそう言ったのは、そこは悪くはないと思いますが。

○福田土地対策課長

ええ、そう思います。

○清水総務局参事

改心しても駄目という話になるのかという、あの熱海市への回答内容を見ると、なりを直す姿勢を見せれば排除できないのではないかというような回答が書かれているようにも見たので、そこら辺が何かちよつと。

○福田土地対策課長

原則論は恐らくそうなんだと思います、きっと。ただ、基本、こういう人はなりを直さないで、特に[]ぐらい悪質になってしまうと、もうこれは駄目だという判断をして。

○清水総務局参事

そう。あその答えを見ると、なりというか、悪いことをやっていたところを直しますという姿勢を見せたら排除できないかもしれないということが書いてあったので、通知とのそりが合っているのか合っていないのかよく分からないなというのが。

○福田土地対策課長

当時の人たちがこの通知をどう解釈していたのか。

○清水総務局参事

1年後ぐらいなんですかね、あれは、熱海市の。

○福田土地対策課長

恐らく[]ともめた頃なので、平成 22 年とか 23 年とかじゃないかな。

○清水総務局参事

そんな後ろのほうでしたか。

○福田土地対策課長

ええ。私、一緒にいましたので。

○清水総務局参事

しばらく経ってからということですか。

○内藤総務局長

要は、違反行為があった業者に対して、それは都市計画法に限らず、開発に関わる案件で、他法令でも何でも、違反があった者に許可を与えないようにするということができるのか。

○福田土地対策課長

もちろん、はい。

○内藤総務局長

できるんですか。

○福田土地対策課長

できます。

○内藤総務局長

それでは、それは書けないですか。

○福田土地対策課長

ああ。今のくだりは、この(2)のところ、無許可開発事業者を当該開発から排除したこと、ここにですか。

○内藤総務局長

再発防止に向けた対策のところ。

○福田土地対策課長

再発防止にですか。

○内藤総務局長

うん。

○清水総務局参事

そこは、許可基準を当たらないと、必ずできるとは言えないかもしれないですね。

○内藤総務局長

許可基準を変えるとできる。

○清水総務局参事

いえ、法定されていると。

○内藤総務局長
法定されているの。

○清水総務局参事
法定されていますよね。

○福田土地対策課長
ない。

○清水総務局参事
法定というか、法律に基づく施行令とか規則に規定されているのも、それは法定されているということになると思うので。

○福田土地対策課長
12号は確かに法定ですが、あとの、違反した業者には許可しないというのは通知ではない。

○清水総務局参事
それは通知というか、運用の話ですね。

○福田土地対策課長
そうです。

○清水総務局参事
なので。

○内藤総務局長
県に裁量があるということでもいいですか。

○福田土地対策課長
裁量。裁量といえば裁量。

○清水総務局参事
裁量はないんじゃないですかね。

○内藤総務局長
ない。

○清水総務局参事

うん。自由裁量はないと思います。

○内藤総務局長

違反した業者に。

○清水総務局参事

その規定をそのように使えるかどうかということで、あの件はよくて、この件は駄目ということはないはずなので、そこはある程度、いわゆる羈束裁量というやつで。

○福田土地対策課長

意外と開発許可はあるんですよ。

○内藤総務局長

んっ、ある？

○福田土地対策課長

ある。

○内藤総務局長

あの件はよくて、この件は駄目ということがある。

○福田土地対策課長

ええ。あります。県の中の市でも違ったりとか。

○清水総務局参事

それはいいんですか。

○福田土地対策課長

あそこでは許可されるけど、ここでは許可されないとか、よくある。

○内藤総務局長

そういうことはあるかもしれないね。厳しいところと、そうではないところと。

○福田土地対策課長

だから、この違反業者に対する取扱いも、県によってずれがあると思いますけど。

○清水総務局参事

なので、基準と運用を確認した上で慎重に書いたほうがいいと思いますが。

○福田土地対策課長

そう、確かに。ここに書くと、ちょっと書きにくいなと思ったんです。

○内藤総務局長

うん。何かそういうものがないと、ちょっと迫力がないなと思って。

○福田土地対策課長

確かに、それはありますね。

○内藤総務局長

再発防止の対策が。

○福田土地対策課長

研修のことばかり書いていますもんね。

○内藤総務局長

うん。窓口と研修と協議の場。本当はもう少し、そういう規制を強化するようなことが書けるなら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうことに対して相談する場所はあるんですか。国とか。

○福田土地対策課長

国土交通省に相談すれば教えてくれるでしょうが、また技術的助言ですと言われるかもしれません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、そういう案件が出たときには確認して対応する以外ないけど、ただ、もうちょっと前向きにという話で、この案件該当するかどうかじゃないよね。

○福田土地対策課長

ええ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それが明確でない場合は。

○福田土地対策課長

それは静岡県さんのお考えでいいと思いますよと言われそうな気がします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それはそれでいいじゃない。

○福田土地対策課長

ええ。でも、きっかけはそうですね。国のお墨つきがある、間違っていないと言われて
いるから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

法律で違反ではないけど、後から考えると、そこは逸脱しているということにならない
ようにするためにもね。

○福田土地対策課長

そうですね。国にちょっと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

確認した上で対応するじゃないけど。

○福田土地対策課長

中部地方整備局とかでもいいのかな。

○内藤総務局長

静岡県だけが妙に厳しくなってしまうのもよくないということはあるんですか。

○福田土地対策課長

どうしても都道府県の温度差ありますから、そういうのは。

○内藤総務局長

ただ、今言っているのは、法令違反をした人に対してなので、全然厳しくてもいいと思
いますけどね。

○福田土地対策課長

ええ。私もそう思います。

○内藤総務局長

ちゃんと法令を守る人には厳しくないんだから。

○福田土地対策課長

先ほども言いましたが、中途半端に甘くすると、大体最後はろくなことにならないので。

○内藤総務局長

全部そうなんだよな。これ、森林法も結局、勝手にやられてしまったんですよね、あれも。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。

○望月盛土対策課長

廃棄物の不誠実の考え方ってあるんですが、それのおそれのある場合、申請者が資質や社会的信用の面から将来、その業務に関して不正または不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性を持つことが予想され、業務の適切な運営を期待できないことが明らかである者とか、その場合には許可をしてはならない。過去において繰り返し許可の取消しを受けている者。

○福田土地対策課長

繰り返しか。

○望月盛土対策課長

具体的には書いていないんですね。確かに、廃棄物が一番厳しい。

○福田土地対策課長

確かに。

○望月盛土対策課長

それを準用して盛土の条例も運用しているのですが、読めないわけではないと思いますが、改心したときに、自分が許可申請したとき、駄目だよと言われるとね。

○福田土地対策課長

何をもって改心したとみなすかは難しい。

○内藤総務局長

改心しているか。

○望月盛土対策課長

蓋然性がないという、それを証明しなければいけないという。

○福田土地対策課長

大体再発しますから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
トップを一掃するとか。

○福田土地対策課長
確かに、トップが替われば、あり得るかな。分かりました、今のところは。

○内藤総務局長
確認をしていただいて。

○福田土地対策課長
ええ。再発防止に入れられるかどうか、考えます。

○内藤総務局長
そうですね、はい。そのほか。

○清水総務局参事
では、書きぶりの話だけになりますが。

○内藤総務局長
いいですよ。はい。

○清水総務局参事
メールを参考にお送りしてもいいですか。

○福田土地対策課長
はい。

○清水総務局参事
すみません。全部できてないんですけど。

○内藤総務局長
これ、いつ来た。

○清水総務局参事
今送りました。

○内藤総務局長
本当だ。

○清水総務局参事

11 ページ以降、12 ページからか。

○福田土地対策課長

12 ページ以降。

○清水総務局参事

例えば4の(1)の事実関係のところ、前、表ではなくてと言ったのは、概要をつらつらと書くだけでもいいと思って、ここはもともと前段のほうに事実関係を書いてあるので、そこから必要なものを引っこ抜いてきたという感じでもいいと思って、1つ目の、青いところが、この意見の部分ですが、現地調査は実施していたというところと、所要の手続を経て、停止と措置を命じたというところがあつてですね。

○内藤総務局長

今、何ページの話をしているの。

○清水総務局参事

12 ページです。

○内藤総務局長

12 ページの話か。ああ、大分長くなる。

○清水総務局参事

ほかのものも事実を引っこ抜いて書いているので。真ん中辺の括弧書きは、この聴き取り調査で「区域外に土砂の崩壊・流出等の危険が及ぶ可能性は低いと認識していたが」となっていますが、聴き取りの結果ではそこまでのことは書いていないと思って、沈砂池の施工程度で十分ということが前のほうに書いてありましたが、この、聴き取りの結果だけで、土砂の崩壊・流出等の危険が及ぶ可能性は低いと書けると思ったものですから、もしこう書くのであれば、聴き取りのほうにそれを入れたほうがいいと思ひまして。

○福田土地対策課長

書いたほうがいいですね。分かりました。向こうは省略版で書いているので。「原状回復までは必要ないとの考え」。

○清水総務局参事

ここは書きぶりはあれなんですけど。

○福田土地対策課長

これはどういう意味だ。

○清水総務局参事

元に戻せではなくて、土砂の流出を防止する措置だけでいいことにしたという意味ですよね、この。

○福田土地対策課長

はい、そうですね。全部直してくれている。

○清水総務局参事

イメージで書いてあるだけなんですけど。

○福田土地対策課長

ありがとうございます。

○清水総務局参事

で、考察のところに、2年の期間があつて手間取つたと書いてありますが、これは事実関係のほうでいいと思ってですね。

○福田土地対策課長

ええ。

○清水総務局参事

事実関係のほうに入れている。

この公文書があまりないものですから、適切な対応だったと言い切れるかはどうかなど思いましたので、あまり変わらないかもしれませんが。

○福田土地対策課長

で、初動対応と。

○清水総務局参事

初動の部分は公文書で確認できるものですから、毅然とした態度で臨んでいたことが、公文書を見れば伝わってきますし。

○福田土地対策課長

はい。

○清水総務局参事

命令した以降が若干。

○福田土地対策課長

で、(2)、排除した。ああ、資力・信用、これを入れる。

○清水総務局参事

資力・信用。

○福田土地対策課長

(2)。

○清水総務局参事

そう。(2)は、都計法を引用をしているんですが、この引用をやめて、抜粋すればいい
と
思
っ
て
で
す
ね。

○福田土地対策課長

ああ、これを取っちゃう？

○清水総務局参事

ええ。基準の一つにこういう基準がある、必要な資力というのはこういうことで、必要な
信用というのはこういうことだと書けばいいかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

なるほど。これは簡単。

○清水総務局参事

その次が、この信用と資力がいないということの事実関係ということで入っているんです
けど。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

■■■■がこういう状況にあったんだということをまとめてしまってもいいと思ってです
ね。

○福田土地対策課長

ああ、ここの何ポツかまとめてこれにということですね。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

清水さん、ちょっと待って。

(休 憩)

○清水総務局参事

続きですが、■■■■の状況を1つのポツで、こんな状況だったということをもとめて、3つぐらいにまとめてしまってもいいと思ってですね。

○清水総務局参事

そういう状況だったもので、県の熱海土木と土地対策室は、資力・信用があるという許可基準に適合しないと判断していたというところ。

○福田土地対策課長

判断し、認識を示していた。この認識を踏まえ、是正工事完了後、同社は伊豆山の開発から撤退した。うん。ですね。

考察のところのこの3ポツが下の2ポツになるということですね。

○清水総務局参事

そう。こんな感じで。

○福田土地対策課長

「〇〇がある」との必要な資力の要件、信用の要件を踏まえると。

○清水総務局参事

これ、今「少なくとも」と入れてあるのは、先ほどお伝えした、ほかのところでも駄目になるということができるのかどうなのか、というのが分からなかったものですから。

○福田土地対策課長

ええ。ああ。

○清水総務局参事

ただ、伊豆山地域のこの開発について考えたときには、もうそのときの段階では、信用があるという状況ではないと認識していたとしても、それは変なことではないと思いますので。

○福田土地対策課長

そうですね。当時の伊豆山地域か。

○清水総務局参事

なので、ほかのところはどうか分からないので、取りあえず伊豆山地域の開発ということを考えてみれば、そのように判断してもおかしくないのではないかというところが。

あと2つ目のボツは、先ほど言ったことをただ、ちょっとそこら辺が、通知と……。

○福田土地対策課長

これは違うのか。改めて確認したほうがいいんだ。

○清水総務局参事

ええ。ここはちょっと余談で、これに入れるかどうか分からないですけど。

○福田土地対策課長

これはこのまま入れちゃ駄目ですね、確かにね。

○清水総務局参事

ええ。

○福田土地対策課長

ここは確認します。

これは言い回しを換えたのかな。○年○月に無許可開発区域の現地を確認した際の復命書。うん。

これは、倒木が放置された位置を特定する情報はなく。

○清水総務局参事

言い回しを換えただけです。

○福田土地対策課長

ええ。

○清水総務局参事

⑤区域のガラスくず入りの袋だとかスクラップの話は、木の話とは違う話になるものですから。

○福田土地対策課長

そう。それはそうですね。

○清水総務局参事

一番下でもいいかなと思って、これは、⑤区域に持ち込まれた廃棄物については保健所に通報して対応しようとしていたから、こちらについても同じように対応していたことが類推されるということの証拠として入れていると思うので、倒木とは離して、下に置いてもいいかと思ったので、そういう意味で一番最後にと書いてあるだけです。

○福田土地対策課長

「また、盛土材に雑草・樹木の根・有機物を含む表土・雑物等が混入しないよう留意することを許可条件に盛り込んでいた。」(←清水総務局参事がメール送信した資料の文章を口に出して確認している)

○清水総務局参事

「再三にわたり」のところは、⑤区域の許可条件にも入れているし、再三にわたりの内容も入れたほうがいいのかなと思って、そこを厚くしたらどうでしょうかというところ。

○福田土地対策課長

そうですね。ちゃんと指導していたということは言えますからね。

○清水総務局参事

ええ。次が。

○福田土地対策課長

「また、2003年3月の建築安全推進課や県熱海土木における対応記録からは、どの箇所か不明であるものの。」(←清水総務局参事がメール送信した資料の文章を口に出して確認している)

これは、⑤区域だよな。

○清水総務局参事

ええ、そう。

○福田土地対策課長

うん。で。

○清水総務局参事

一番最後のやつは、結局提出されなかったというところは、提出されたか、提出されていないか分からない。

○福田土地対策課長

公文書上は提出されていないですね。

○清水総務局参事

そう。まだ出していないですから、言っておきますというところで終わっていて、それ以上のあれがないので。

○福田土地対策課長

確かに、その後出てきたかもしれない。

○清水総務局参事

そこら辺が分からないので、言い切るのもあれかなと思って。

○福田土地対策課長

ああ、そうですか。分かりました。

○清水総務局参事

なので、確認していた、確認を試みていたでもいいかもしれないなど。確認はできていないかもしれないので。

○福田土地対策課長

うん。確認していた。はい。

「公文書や当時の担当職員への聴き取り調査からは、無許可開発区域に放置された倒木が適切に処理されたかは確認できないが。」(←清水総務局参事がメール送信した資料の文章を口に出して確認している)

○清水総務局参事

考察では「適切な対応を講じていたと考える」となっていますが、果たしてそこまで言い切っているのかというところがあったものですから。

○福田土地対策課長

はい。そうですか。

○清水総務局参事

「何らかの対応はしていた」という少しあやふやな感じで。

○福田土地対策課長

ここまでは普通しないだろうと。何らかの対応になっちゃうんだ。

○清水総務局参事

そこは言い切ってもいいのかどうか。

○福田土地対策課長

ええ。

「事実を踏まえると、無許可開発区域に樹木が放置されている状況を認知して」
ああ、そういう意味か。ああ、分かりました、分かりました。

「また、⑤区域に廃棄されたガラスくず入りの袋やスクラップ等。(4)。北側区域における開発行為の許可申請、■■■■■による無許可開発区域の是正措置の完了後、■■■■■により…」さっき言っていたな。

「県熱海土木では、2006年4月に熱海市に事案を引き継ぐまでの間、審査していたことが公文書上確認できた。」(←カギ括弧内は、清水総務局参事がメール送信した資料の文章を口に出して確認している)

○清水総務局参事

言い回しを換えて、今、18ページですね。

○福田土地対策課長

18ページです。

「第三者性があると判断した。」(←清水総務局参事がメール送信した資料の文章を口に出して確認している)

○清水総務局参事

法人登記簿、確認しているんですか。

○福田土地対策課長

ええ。

○清水総務局参事

役員名簿はちょっとあれなんですけど。

○福田土地対策課長

恐らく、■■■■■の提出書類と法人登記事項、当時の法人登記簿かな。を見比べました、きっと。ほかにないので、見るものは。

「また、同社の資力、信用については、県土地対策室の経営、」ああ、これも書くんだ。「調査した結果、「支障なし」と判断した。」(←清水総務局参事がメール送信した資料の文章を口に出して確認している)

分かりました。

○清水総務局参事

考察以降はちょっと時間が足りなくて。

- 福田土地対策課長
はい、了解しました。
先ほど杉本さんが。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
流域図。
- 福田土地対策課長
流域図、これか。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
多少だけどね。
- 福田土地対策課長
よけているじゃないですか、何か。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そんな感じではないかなと。
- 福田土地対策課長
これを使わせてもらって。多少入るぐらいかな。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
意図があるんだっけ。
- 福田土地対策課長
ないです。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そんな感じかなと。
- 福田土地対策課長
はい。では、こんなもんですか。
- 清水総務局参事
取りあえず、一通りは。
- 内藤総務局長
いいですか。

○清水総務局参事

ええ。

○福田土地対策課長

私も承知しましたので。

○内藤総務局長

今ちょっと時間があるので、そのほか何かありますでしょうか。

○清水総務局参事

そうか。あと、作っていただいたこれ、これをどうやって作ったかを書いたほうがいいかもしれないです。どうやって作ったか。

これを拾って、こういうふうに公図に落とし込んだみたいなの、そういう。

○福田土地対策課長

作成過程というか、何だろう。

○清水総務局参事

ええ。どういうやり方で作ったというのは。

○福田土地対策課長

ええ。あまり完璧だと思われても困るので。

○清水総務局参事

ただ、全く根拠がないわけではなくて。

○福田土地対策課長

ええ、そう。あくまで、この地番を落としたのがこれですよ。

○清水総務局参事

ええ。全く信用できないわけではなくて、ある程度信用性は高いというところは分かるようにしたほうがいいかなと。

○福田土地対策課長

そう。上に命令書の地番のことは書いてあるので、そこの続きで書いておきます。下の図はこういうものだというのは。

○内藤総務局長

そのほか大丈夫ですか。

新聞記事に書いてありそうなことは大体網羅されているというような、大丈夫ですかね。

○清水総務局参事

いや、新聞記事関係でいうと、⑤区域の排水の関係だとかは、この間■■■■■に聞いた話だとか、そこら辺も。

○福田土地対策課長

今作っています。

○清水総務局参事

別コーナーを設けて入れるんです。

○福田土地対策課長

どうしますか。これにつなげるのも。

○清水総務局参事

別コーナーにしないと多分無理だと思うので。

○福田土地対策課長

⑤区域という土地改変行為でまた別途、今作っていますが、それも、同じような構成でいいですか。概要があって、事実関係があって、考察みたいなものがあるという。

○清水総務局参事

そこは難しいですね。

○福田土地対策課長

結構、事実関係でやっているだけで時間がかかってしまって。

○清水総務局参事

2003年5月の崩落関係はどこかに入っているんですけど。

○福田土地対策課長

2003年5月という、日付が合っているかどうかは別として、D64の。

○清水総務局参事

それを見ているからいいのか。

○福田土地対策課長

そう。それはあります。聴き取りの中に。

○清水総務局参事

L字の排水の関係とか。

○福田土地対策課長

排水は適正ですということは一言で書いています。

○清水総務局参事

森林法のときにもお願いしたんですが、開発許可申請の申請内容自体が今見ても適正かどうかということ、主な許可基準に照らして一個一個、この基準についてはこれが該当して、その内容はこういう内容なので適正だという。排水が適正だただけだと、逆に言うと、図面上、こういう排水があって、こうじゃなくて、下に真っすぐ延びている排水もあるので、設計上はL字だけではないとか、そういう説明しないと。

○福田土地対策課長

この流域の容量は大丈夫、賄えますよという検証したんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

直になっています。

○福田土地対策課長

不自然な形なんだけど、そうせざるを得なかったという、あその区域を越えてというので。

○清水総務局参事

そこら辺、適正だただけだと、何がどう適正だったんですかと突っ込まれそうな気がするので、事細かにというわけではないんですけど。

○福田土地対策課長

事細かには書けない。

○清水総務局参事

主なところは分かるようにしたほうがいいかなと。

○福田土地対策課長

もうちょっと細かくは書けるけど。

○清水総務局参事

申請の内容がこういう内容で申請されていて、その内容はこの基準に照らすとこう、うまく言えないんですけど。

○福田土地対策課長

そこは、不自然に曲がっているとか、そんなのは書かなくていいでしょう、だって。

○清水総務局参事

ええ。なので、流路の断面がこうなっていてとか。

○福田土地対策課長

そう。技術基準を満たしている。

○清水総務局参事

そう。技術基準のこれに照らすと、この申請内容というのはその範囲の中にあるからとか、そういう。

○福田土地対策課長

5年確率流量を満たしているみたいなの。

○清水総務局参事

若干の説明があったほうが。全部じゃなくて、主立ったところ。

○福田土地対策課長

書くんですね。

○清水総務局参事

行政対応検証委員会のときも、レベル感は全然違うかもしれないですが、土採取等規制条例の届出内容について、中身を見て、これはおかしいとか何とかと言っていたと思うので。

○福田土地対策課長

はい。

○清水総務局参事

あれは届出の内容自体がおかしかったから、あれなんですけど。

○福田土地対策課長

ここをじゃあ、もっとボリュームを。分かりました。頑張ってみます。

○清水総務局参事

いろいろ言ってしまうて申し訳ありません。

一旦ここで、土砂災害防止法の資料とか打ち出していないものですから、ちょっとこの間に打ち出して持ってきます。

○内藤総務局長

はい。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、会議を再開します。

続いて、土砂災害防止法についての意見交換をしていきたいと思います。3回目ですね。

杉本課長から、変更のあったところを中心に御説明をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。今回も、右上に書いてありますように、赤字の部分が前回からの修正箇所になります。

そうすると、14 ページまでめくっていただきたいと思いますが、14 ページの上から3つ目のポツのところになります。以前、他法令で指導に当たるべきであったという考察を加える必要があるという御意見をいただきましたので、このポツを追記しております。内容は、読ませてもらいますが、「ただし、本法で対処できない区域で生じた不適切な土地改変行為を把握した場合には、速やかに当該行為を所管する法令で対処するよう、関係法令の担当と情報共有に努めるべきである」ということです。この内容がこの後の再発防止にもつながってくる内容となっております。

続いて、15 ページに移りますが、15 ページの5番の考察の関係の2ポツ目を新たに追記させてもらいました。これは内容的には、事務所内での情報共有がされていないということが、この15 ページの上の書いてあります考察の2ポツ目に書いてありますが、これらの土砂法の担当者と、あと不適切な盛土を担当しているところとの情報共有がされていなかったということで、担当者がそういう内容を知らなかったということが今回ヒアリング等でも分かってきたものですから、そういう情報共有をすべきだったということはこの考察で述べております。そういうこともございまして、これへの対応ということで、この考察の(1)番の2ポツ目を付け加えております。内容的には、「上記に加えて、随時、情報収集できるよう、土地改変行為等を規制管理する法令所管課に対し、当該行為の下流域に土砂災害警戒区域がある場合には、砂防部局に意見照会するよう手続きの見直し等を要請する」というような文言です。ただ、この表現の仕方については、前回の砂防法でも最後の文末のこの表現の仕方について指摘を受けておりますが、それ以前に出したのになりますので、そこは修正しておりませんので、その辺は砂防法と整合を取り

たいと思っています。

あともう一点が16ページの3つ目のポツですが、これは、考察のところにもありましたが、最悪の事態の想定ということで、前のページの15ページの考察の3つ目のポツにあるように、「人工構造物が崩壊して人的被害や財産へ影響を及ぼすという認識が低く、不適切な開発が及ぼす影響について最悪の事態を想定し、幅広く関係する職員で問題を共有する意識が不足していた」ということを考察で述べていることと先ほど来の情報共有というところに対しての再発防止策になります。読ませてもらいますが、「さらに、追加指定に係る基礎調査にあたっては、土石等の発生源となる流域や斜面に人工構造物がある場合には、その状況を把握するよう調査内容の見直しを図るとともに、当該構造物に問題等があった場合には速やかに土木事務所内で情報共有するとともに、県関係部局及び市町が連携して是正を指導していく」というものを再発防止策の一つとして挙げさせていただきました。

以上の点が前回から修正した点になります。以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、御意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

○清水総務局参事

書きぶりだけ。

○内藤総務局長

書きぶりだけ。はい、清水さん。

○清水総務局参事

一番最後のページの16ページで、これは前回言っていないので、今言って大変恐縮なんですけど、一番上のポツで、「なお、他法令の規制や届出の対象外や不適切な地形改変など」というところですが、少し言葉がないと分かりにくいかもしれないと思ったので、対象外となる規模の地形改変や無許可・無届等の不適切な地形改変などというような修飾する言葉を入れてもいいのかと思ったのと、3ポツ目の今回追加されたところで、文章の中に「とともに」が2つ連続しているものですから、「見直しを図る」で1回切って、「また」とかでつないだらどうかなど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ありがとうございました。

○清水総務局参事

それと(2)で、上から3つ目のポツで、少し文章が長いかなと思ったものですから、

『土砂災害 110 番』制度の普及を図っていく」で1つのポツにして、もう一個ポツを設けて、「また」から始めても中身は変わらないと思ったので、そうしてはどうでしょうかという意見です。以上です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

了解しました。16 ページの1ポツ目については、今話があったような形で1回書いてみます。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

「対象外や不適切な」、そうか、つながりにくい。対象外となる規模の地形改変や不適切な地形改変などと。

○清水総務局参事

その不適切なものも無許可とか無届という意味かなと思ったので、多分、把握できないものという意味でいうと。

○内藤総務局長

はい。そこは詳しく書いていただくといいので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。ありがとうございます。

○内藤総務局長

そのほかよろしいですか。これはこれで特別委員会の提言に応えていますか。いいですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。こっちはいいんじゃないかな。

○内藤総務局長

こっちはというと。

○清水総務局参事

多分、土砂災害防止法は何かまとまってきたなという感じがすごくて。

○内藤総務局長

まとまってきたなど、そうですね、これは。あとは県議会に報告した際にこの内容をどう受け取っていただけるか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土砂法とはというところをしっかりと県議会に説明しないと、理解していただけないかもしれないですね。

○内藤総務局長

そうですね。

土砂法については一旦これで、再度直しをしていただいているいいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

それでは、続いて土採取……。

○福田土地対策課長

すみません、土採取、できていないんですけれども。

○内藤総務局長

そうですか。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

そうすると、次回。

○清水総務局参事

次回ですね。

○内藤総務局長

はい。じゃあ、今日はここまで。

○清水総務局参事

という感じで。

○内藤総務局長

はい、分かりました。

じゃあ、次第の2、その他ですけれども、いつもこれ、その他というのがあるけど、何か。

○清水総務局参事

何かあればということで聞いていただいただけなので。

○内藤総務局長

特によろしいですか。

では、杉本さん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

やはり、常任委員会がこれで始まりますが、それに当たっての資料はいつ頃。

○清水総務局参事

先日、想定QAの項目をお示しさせていただいて、望月課長のほうから追加の質問項目ということで2つほどいただいていた、ただ、内容的にここで書けるかどうかというところもあろうかなというところもありましたので、その辺りを局長とも相談しながら、質問に対する回答案のほうについては、明日もしくはあさっての早いうちに共有できたらと思っています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですよ。

あと、情報提供にもなるんですけど、この委員会資料の関係で部長のところに説明に入ったときに、やはり全体の今までもんでくれているこの案なんですけど、今は1月11日くらいまでに。

○清水総務局参事

素案を。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

素案を作るんですけど、部長的には、その前に資料をもらって内容を見ておきたいというのがありました。というのは、多分休みが、これで皆さん取るもので、その間にゆっくり。

○清水総務局参事

一通り目を。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。全部、一通り目を通したいのかなと思うので、26日が最終……。

○清水総務局参事

27日です。27日が最後。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

27日か。

○清水総務局参事

ええ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

27日か。それでもいいか。

○清水総務局参事

取りあえず、そのときの、年末はどういう状態か分からないけど、その状態でいいの
という。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう。1回、個人的には渡したいなと思っているので。

○内藤総務局長

27日の時点のものを一旦皆さんにお配りして、部長にも入れておく。別に見てこい
とは言わないけど、お渡しするという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一応3役に渡すということでうちは話になっているものですから。

○清水総務局参事

分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、どうせ渡すのであれば、休みの前に渡しておいたほうがゆっくり見てもらえる
かなど。

○清水総務局参事

それはそうですね。時間もあるかもしれないですもんね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。だから、すみません。

○清水総務局参事

分かりました。なので、一旦、27日の資料を26日ぐらいに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですね。

○清水総務局参事

お目通しくださいという形でお送りできたらと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。助かります。

○清水総務局参事

どういう段階かちょっとあれですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですよ。本当、まだ今練っている段階でもいい。こんな内容で作っているんだなというのが分かればいいかなと思うので。

○清水総務局参事

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっとそれがありませんでしたので、すみません。

○内藤総務局長

そういう意味では、今も出してくれているじゃないですか。これは全くまだ部長は。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

知らない。

○内藤総務局長

全く知らない感じ。それもまたちょっと不安は不安で、大丈夫かな。

○清水総務局参事

ただ部長の目が入ってしまうと、なかなか意見を言いにくいところもあるので。

○内藤総務局長

がらっと変わってしまうと、それはそれで困るなど思ったんだけど。結構、くらし・環境は
まめに上げてくださっているの、経産部はどうか。

○清水総務局参事

今のはまだ上がっていないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

今見てない。

○大川井森林保全課長

森林のところは局の参事のところまでは行っていますけど、部長のところには今行って
いなくて、今直している状況を20日の日に1回入れさせてもらって、御意見もらって
いて、年明けに臨みたいなという感じではあるかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うちもそういうパターンでいこうと思ったら、「いいよ。資料くれれば読んでおくから」と。

○清水総務局参事

なるほど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それで、あと、「何かあれば後から聞くから、資料ちょうだい」となったもので、うちはそ
ういう形にしたんですよ。

○内藤総務局長

なるほど。

○福田土地対策課長

それ、6法令全部ですか。

○清水総務局参事

一応、横並びで御覧になりたいですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

多分そうですよね。

○福田土地対策課長

すごいな。

○内藤総務局長

分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょうどヒアリングをやっているときですよ。

○内藤総務局長

そのほか何かありますか。いいですかね。

それでは、次回の会議の予定について、清水さん、お願いします。

○清水総務局参事

12月19日の火曜日の1時15分ぐらいからということをお願いできればと思います。次回は土採取等規制条例と廃棄物処理法。一応、翌日の20日もございますので。

○片山廃棄物リサイクル課長

あつ、そうだ。修正。

今度、22回になるんですか。

○清水総務局参事

22回ですね。

○清水総務局参事

年内は、あと3回です。まだ3回もあるのかという感じですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいものにブラッシュアップできるのかという、そっちのほうが。

○福田土地対策課長

あまりに短いな。

○内藤総務局長

なかなか、これに専念できていないもんね。なかなか皆さん忙しいので。

それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。